

写

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和4年4月13日付平企財収第271号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年4月26日

小平市監査委員 岡村 健司

小平市監査委員 中江 美和

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

令和4年1月21日付平監発第38号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

定期監査結果等

1 契約事務について

《指摘事項》

- (1) 主管課における物品供給契約で、請書の契約金額が誤っているもの（総務課）

【措置等】

小平市契約事務規則に則った契約事務の適正な執行のため、決裁時に契約事務を適正に進めるためのチェックリスト、契約事務の最終確認チェックシートを添付し、必要な書類に不備や誤りがないよう確認を徹底する。今後は、複数名で、書類の不備や誤りがないか確認を徹底することで再発を防止する。

2 公印管理事務について

《指摘事項》

- (1) 公印台帳及び印影簿に不備があるもの（総務課）

【措置等】

公印の新調、改刻等の手続については小平市公印規則の規定や公印台帳を確認し、定めに応じた適正な公印を作成するとともに、各課から提出される印影簿については書体及び寸法を確かめ、使用している公印が適正なものであるかを確認する。

また、公印に関する通知を発出する際などに、公印の新調、改刻等は、小平市公印規則に基づき総務課が一括して行っていることを周知し、公印台帳に登録がない公印が作成されることを未然に防止する。